

② 第一表の「収入金額等」と「所得金額等」の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
○には「5」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、住所地以外で申告される場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和 年」の空白に「6」と書き、令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけでなく、かつ、所得金額調整控除（63ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表(上部)

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和5年2月16日 令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

住所 B市××町1-23-9

マイナンバー ××××××××××××××××

収入金額等 11,800,000

所得金額等 9,850,000

第一表(令和5年分以降用)

申告の種類を表示します。
株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表(12欄へ(20ページ))

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

B市××町1-23-9

国税 一郎

給与・賞与	11,800,000	9,850,000	1,660,000	1,273,900
社会保険料等の全額	900,000	100,000	50,000	

令和 41 1 12

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・
第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(19ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 B市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

第一表(48欄へ(21ページ))

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
給与	11,800,000		11,800,000
給料			1,273,900
合計			1,273,900

第二表(令和5年分以降用)

社会保険料控除

生命保険料控除

住民税・事業税に関する事項

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

「社会保険料控除」欄など
第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

この事例では、あなた(株式等をお売りになった方)の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(18ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。
詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。
※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	株式会社 ××
住所	B市××町1-23-9
氏名	国税 一郎
給与・賞与	11,800,000
源泉徴収額	9,850,000
控除額	1,660,000
支払総額	1,273,900
社会保険料	900,000
生命保険料	100,000
地震保険料	50,000
基礎控除	480,000
合計	1,530,000

申告書第一表(左下部)

社会保険料控除(⑬)	9,000,000
小規模企業共済等掛金控除(⑭)	
生命保険料控除(⑮)	1,000,000
地震保険料控除(⑯)	500,000
雑損、ひとり親控除(⑰)	0,000
勤労学生、障害者控除(⑱)	0,000
配偶者(特別)控除(⑲)	0,000
扶養控除(㉓)	0,000
基礎控除(㉔)	480,000
⑬から㉔までの計(㉕)	1,530,000
雑損控除(㉖)	
医療費控除(㉗)	
寄附金控除(㉘)	
合計(㉙+㉚+㉛+㉜)	1,530,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。 第三表㉙欄へ(20ページ)

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

【配偶者(特別)控除額】

あなた(居住者)の合計所得金額	控除の種類		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
48万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

㉓ 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

㉔ 基礎控除

- あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。
- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の分離課税の「収入金額」や「所得金額」などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所 B市××町1-23-9
氏名 国税 一郎

収入金額	所得金額	税金の計算
短期譲渡 一般分(㉑)		㉑ 対応分(㉑)
長期譲渡 一般分(㉒)		㉒ 対応分(㉒)
特定分(㉓)		㉓ 対応分(㉓)
短期譲渡 軽減分(㉔)		㉔ 対応分(㉔)
長期譲渡 軽減分(㉕)		㉕ 対応分(㉕)
特定分(㉖)		㉖ 対応分(㉖)
一般株式等の譲渡(㉗)	3,500,000	㉗ 対応分(㉗)
上場株式等の譲渡(㉘)	2,400,000	㉘ 対応分(㉘)
先物取引(㉙)		㉙ 対応分(㉙)
山林(㉚)		㉚ 対応分(㉚)
退職(㉛)		㉛ 対応分(㉛)
短期譲渡 一般分(㉜)		㉜ 対応分(㉜)
長期譲渡 一般分(㉝)		㉝ 対応分(㉝)
特定分(㉞)		㉞ 対応分(㉞)
短期譲渡 軽減分(㉟)		㉟ 対応分(㉟)
長期譲渡 軽減分(㊱)		㊱ 対応分(㊱)
特定分(㊲)		㊲ 対応分(㊲)
一般株式等の譲渡(㊳)	1,525,000	㊳ 対応分(㊳)
上場株式等の譲渡(㊴)	583,500	㊴ 対応分(㊴)
先物取引(㊵)		㊵ 対応分(㊵)
山林(㊶)		㊶ 対応分(㊶)
退職(㊷)		㊷ 対応分(㊷)
総合課税の合計額(申告書第一表の㉙)		
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の㉚)		

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額(①)	350,000円	2,400,000円
収入金額	その他の収入(②)		
収入金額	小計(①+②)(③)	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡差引費用等	取得費(取得価額)(④)	197,500	1,800,000
	譲渡のための委託手数料(⑤)		16,500
所得金額	小計(④から⑥までの計)(⑦)	197,500	1,816,500
所得金額	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)(△を付けて書いてください。)(⑧)		
所得金額	差引金額(⑧-⑦)(⑨)	152,500	583,500
所得金額	特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2)(⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)(⑩)		
所得金額	所得金額(⑨-⑩)(⑪)	152,500	583,500
所得金額	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)(⑫)		
所得金額	繰越控除後の所得金額(※4)(⑬-⑫)(⑬)	152,500	583,500

合計所得金額(16ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄の金額

ロ 第三表の「所得金額」[㉗一般株式等の譲渡]欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の「所得金額」[㉘上場株式等の譲渡]欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

6 第三表の「税金の計算」の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」〔⑫合計〕欄に記載した金額(16ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」〔㉑合計〕欄に記載した金額(18ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ㉑欄の金額 = A
として
Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に⑥⑦欄から⑦⑧欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑦欄から⑦⑧欄までの金額から順次差し引いてください。
次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉑欄の金額(1,530,000円)が⑫欄の金額(9,850,000円)から引ききれしていますから、その残額である8,320,000円を⑦欄に書き、⑦⑧欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑧④欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
8,320,000円	× 0.23	- 636,000円	= 1,277,600円 (⑤⑤欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。
この事例の場合、以下のように⑧④欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑧④欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額	22,800円	+ 87,450円	= 110,250円 (⑤⑧欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得課税	短期課税	一般分 ⑥⑥	
	軽減分 ⑥⑦		
	長期課税	一般分 ⑥⑧	
	特定分 ⑥⑨		
	軽減分 ⑦①		
	一般株式等の譲渡 ⑦②		152500
	上場株式等の譲渡 ⑦③		583500
	上場株式等の配当等 ⑦④		
	先物取引 ⑦⑤		
	山林 ⑦⑥		
退職 ⑦⑦			
税金の計算	総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)	⑫	9850000
	所得から差し引かれる金額(申告書第一表の㉑)	㉑	1530000
	⑫ 対応分 ⑦②	⑦②	8320000
	⑥⑦ 対応分 ⑦⑧	⑦⑧	000
	⑥⑧⑨ 対応分 ⑦⑧	⑦⑧	000
	⑦② 対応分 ⑧④	⑧④	735000
	⑦③ 対応分 ⑧④	⑧④	000
	⑦④ 対応分 ⑧④	⑧④	000
	⑦⑤ 対応分 ⑧④	⑧④	000
	⑦⑥ 対応分 ⑧④	⑧④	000
	⑦⑦ 対応分 ⑧④	⑧④	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	⑦⑧ 対応分 ⑤⑤	⑤⑤	1277600
	⑦⑨ 対応分 ⑤⑥	⑤⑥	
	⑦⑩ 対応分 ⑤⑦	⑤⑦	
	⑧① 対応分 ⑤⑧	⑤⑧	110250
	⑧② 対応分 ⑤⑨	⑤⑨	
	⑧③ 対応分 ⑤⑩	⑤⑩	
	⑧④ 対応分 ⑤⑪	⑤⑪	
	⑧⑤ 対応分 ⑤⑫	⑤⑫	
	⑧⑥ 対応分 ⑤⑬	⑤⑬	
	⑧⑦ 対応分 ⑤⑭	⑤⑭	
⑧⑧から⑧⑯までの合計(申告書第一表の⑤⑮に転記)	⑤⑮	1387850	

7 第一表の「税金の計算」、「その他」などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)				
及及び所得税の確定申告書				
フリガナ	コクセ イイチロウ	氏名	国税 一郎	第一表 (令和5年分以降)
会社員	番号	世帯主との続柄	国税一郎	本人
課税される所得金額(⑫-㉑)又は第三表上の⑫に対する税額又は第三表の⑨	③①		000	
③②			1387850	
③③				
③④			00	
③⑤				
③⑥				
③⑦				
③⑧				
③⑨				
③⑩				
③⑪			1387850	
③⑫				
③⑬				
③⑭			1387850	
③⑮			29144	
③⑯			1416994	
③⑰				
③⑱				
③⑲				
③⑳			1273900	
③㉑			143000	
③㉒				
③㉓				
③㉔				
③㉕				
③㉖				
③㉗				
③㉘				
③㉙				
③㉚				
③㉛				
③㉜				
③㉝				
③㉞				
③㉟				
③㊱				
③㊲				
③㊳				
③㊴				
③㊵				
③㊶				
③㊷				
③㊸				
③㊹				
③㊺				
③㊻				
③㊼				
③㊽				
③㊾				
③㊿				
④①				
④②				
④③				
④④				
④⑤				
④⑥				
④⑦				
④⑧				
④⑨				
④⑩				
④⑪				
④⑫				
④⑬				
④⑭				
④⑮				
④⑯				
④⑰				
④⑱				
④⑲				
④⑳				
④㉑				
④㉒				
④㉓				
④㉔				
④㉕				
④㉖				
④㉗				
④㉘				
④㉙				
④㉚				
④㉛				
④㉜				
④㉝				
④㉞				
④㉟				
④㊱				
④㊲				
④㊳				
④㊴				
④㊵				
④㊶				
④㊷				
④㊸				
④㊹				
④㊺				
④㊻				
④㊼				
④㊽				
④㊾				
④㊿				

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤~③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧~④⑩住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤~③⑦欄、③⑧~④⑩欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、
④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(17ページ参照)。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥~④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合: 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合: そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「⑤①納める税金」の2分の1以上の金額を令和6年3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、令和6年5月31日(金)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。

転記します。

事例2(記載例)

事例2(記載例)